

# 和水町硝酸性窒素削減計画(案)

令和●年●月

和水町

# 目 次

## 第1章 緒言

- 1 はじめに
- 2 計画の位置づけ

## 第2章 硝酸性窒素による地下水高濃度の現状と将来

- 1 和水町の現状
  - (1) 土地利用の状況
  - (2) 水道普及の状況
  - (3) 地下水の状況

## 第3章 今後の対策と取組目標

- 1 対策の体系
- 2 対策の内容
- 3 各対策に係る取組目標

## 第4章 計画の評価・更新

- 1 硝酸性窒素削減対策の進捗管理と検証
- 2 計画の評価と見直し

# 第1章 緒言

## 1 はじめに

近年、硝酸性窒素による地下水汚染が全国的に問題となっており、本町においても過去に一部の地域で地下水中の硝酸性窒素濃度が環境基本法に基づく地下水の環境基準である10mg/L以下(以下「基準」という)を超過した事例が見られています。硝酸性窒素を高濃度に含む井戸水を摂取した場合、乳幼児等の健康に影響を及ぼす可能性が指摘されており住民の健康の保護と生活環境の保全を図るために硝酸性窒素の高濃度化防止対策を講じる必要があります。

硝酸性窒素の高濃度化防止のためには、本町の建設課・農林振興課・住民環境課及び熊本県の関係部局が連携の上、地域の方々と協力して硝酸性窒素の削減に取り組む必要があることから、今般、和水町硝酸性窒素削減計画(以下、「和水町計画」という。)を策定することとしました。

本計画の推進には、住民の皆様をはじめ関係者の方々の御理解と御協力が必要であり、本町の水環境がより一層改善され、豊かな郷土づくりを進めるため、パートナーシップのもと、地下水中の硝酸性窒素の高濃度化問題の解決に向けて努めて参りますので、より一層の御理解と取組みへの積極的な参画をお願いいたします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、令和5年度において熊本県が策定した地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画(以下「熊本県基本計画」という。)を基とし、策定するものです。本計画では、地下水の現状や土地利用及び水道普及の状況を踏まえ、地下水中の硝酸性窒素削減に向けた各種取り組み及び取り組みに関する目標について定めています。図1-2の和水町計画の位置付けに基づき、計画的かつ効果的に対策を推進していく必要があります。和水町計画は、このような必要性のもとに「良質な地下水の保全」を目指して策定するものです。

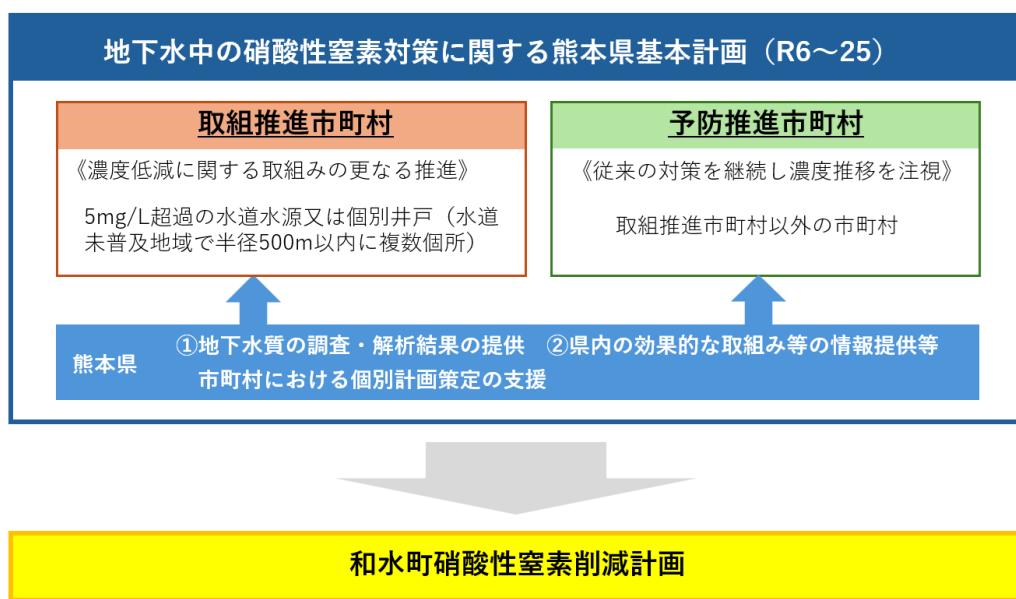


図1-2

## 第2章 硝酸性窒素による地下水高濃度の現状と将来

### 1 和水町の現状

#### (1) 土地利用の状況

令和7年の本町の土地利用状況を図2-1-1に、土地利用割合を図2-1-2に示した。

本町は、森林等が全体の52%、次いで田が20%、市街地等が15%を占める区域である。

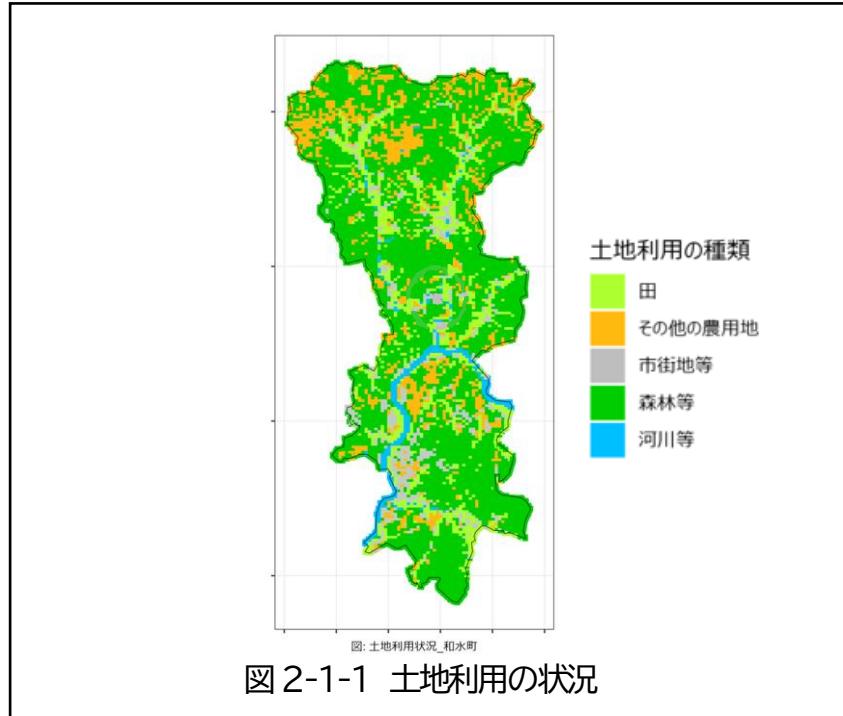


図2-1-1 土地利用の状況

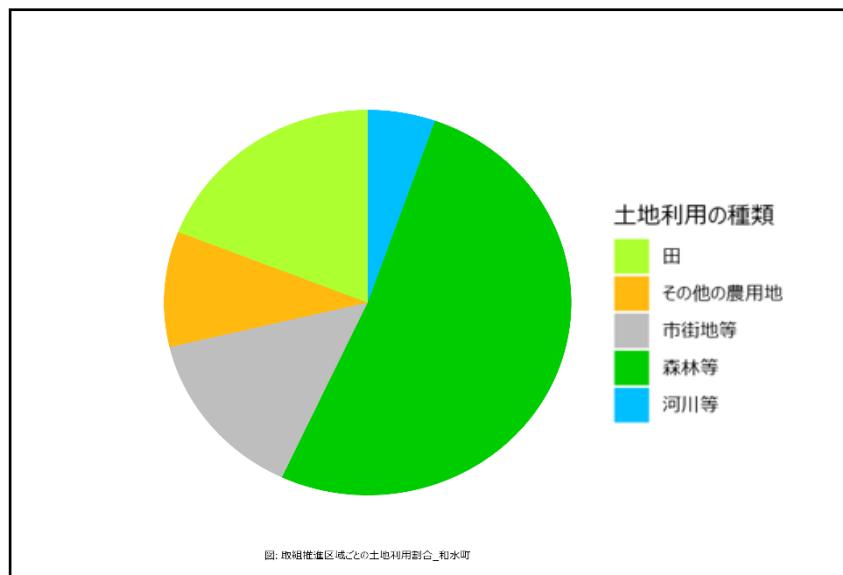


図2-1-2 土地利用割合

## (2) 水道普及の状況

水道事業による令和6年度末の本町の水道普及状況を図 2-1-3 に示した。

簡易水道(公営)は、役場本庁周辺が普及し、専用水道、飲料水供給施設が点在しており、町内のほとんどの家庭は自家用井戸の利用となっている。

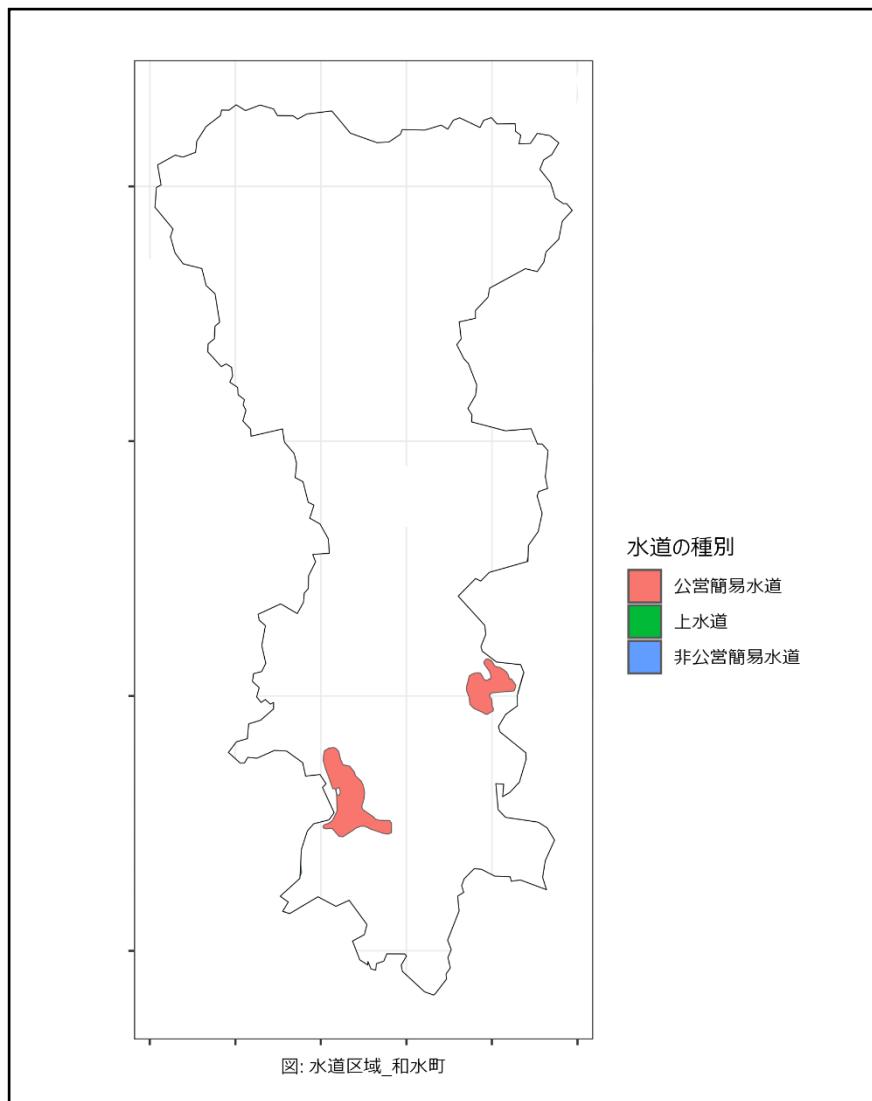


図 2-1-3 水道普及状況

### (3) 地下水の状況

熊本県によるH21年の本町の地下水の調査地点を図2-1-6に、R5年の同箇所の調査地点を図2-1-7に示した。

H21年の調査では、1箇所において基準値を超過しているが、R5年の調査で基準値を下回っていた。

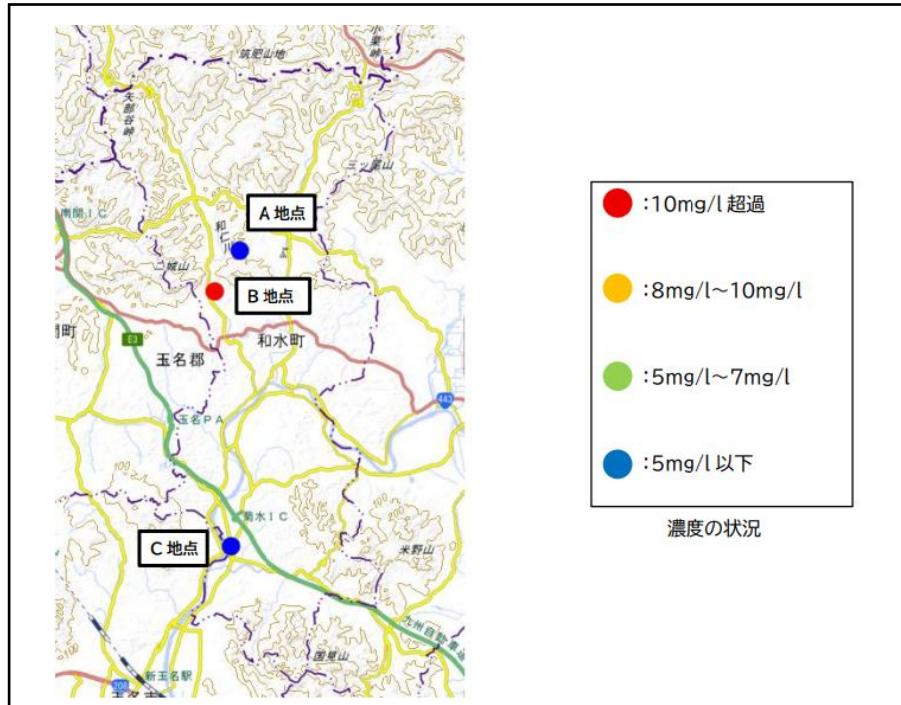


図2-1-6 地下水調査地点図(H21年)

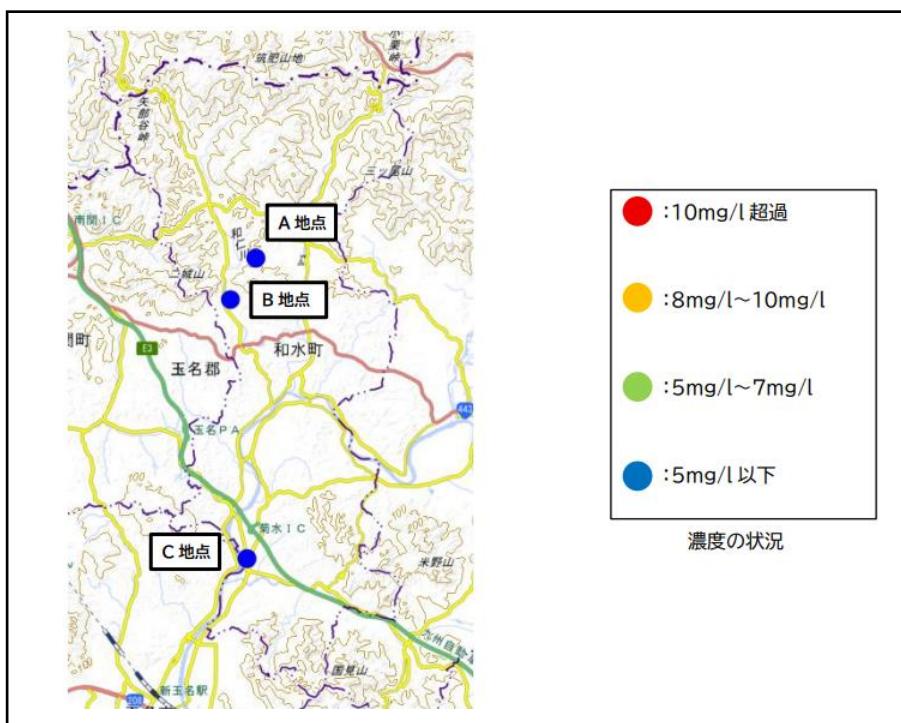


図2-1-7 地下水調査地点図(R5年)

また、調査地点における硝酸性窒素濃度の推移のグラフを図 2-1-8 に示した。  
グラフを見ると年々濃度が下がり、熊本県の目標値を下回っていることがわかる。

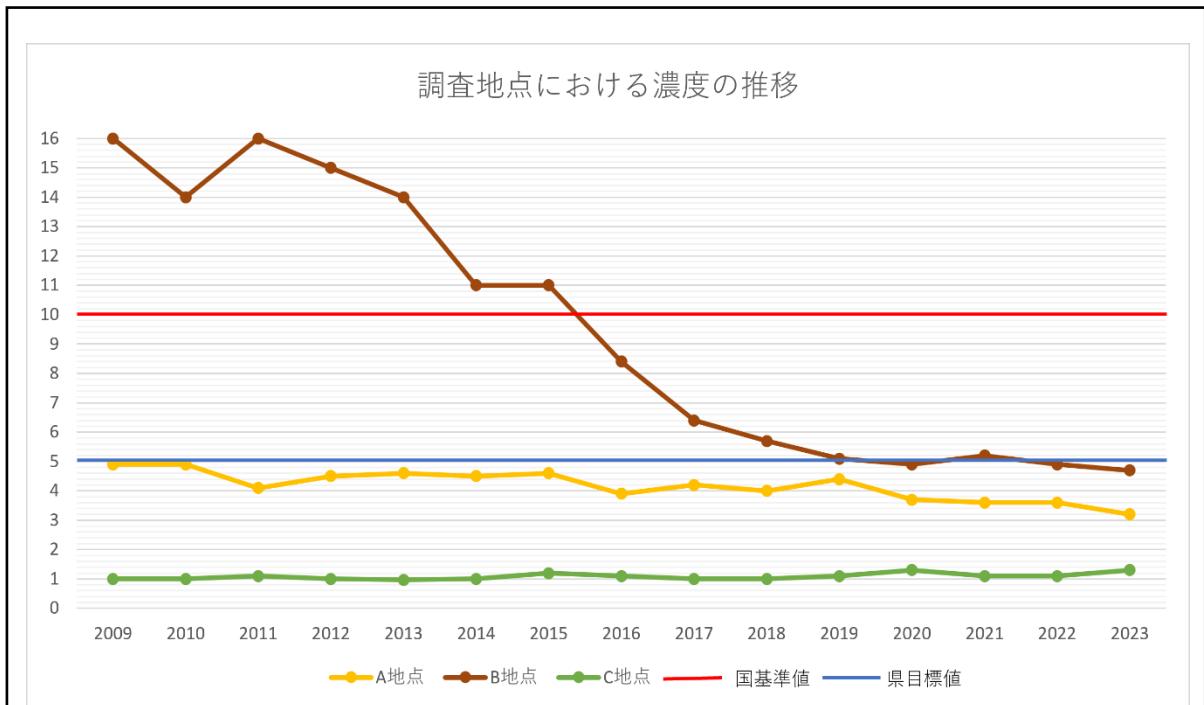


図 2-1-8 調査地点における濃度の推移

## 第3章 今後の対策と取組目標

### 1 対策の体系

熊本県基本計画で定める目標の達成に向けて、図3-1に示す取り組み対策の体系を基本として、関係機関等との連携を図りながら町計画に基づく各種対策に総合的・横断的に取り組むこととしています。

和水町計画では、地下水水中における硝酸性窒素の削減及び安全な飲用水の確保に資する施策に関する目標を定め、良質な地下水の保全を目指します。

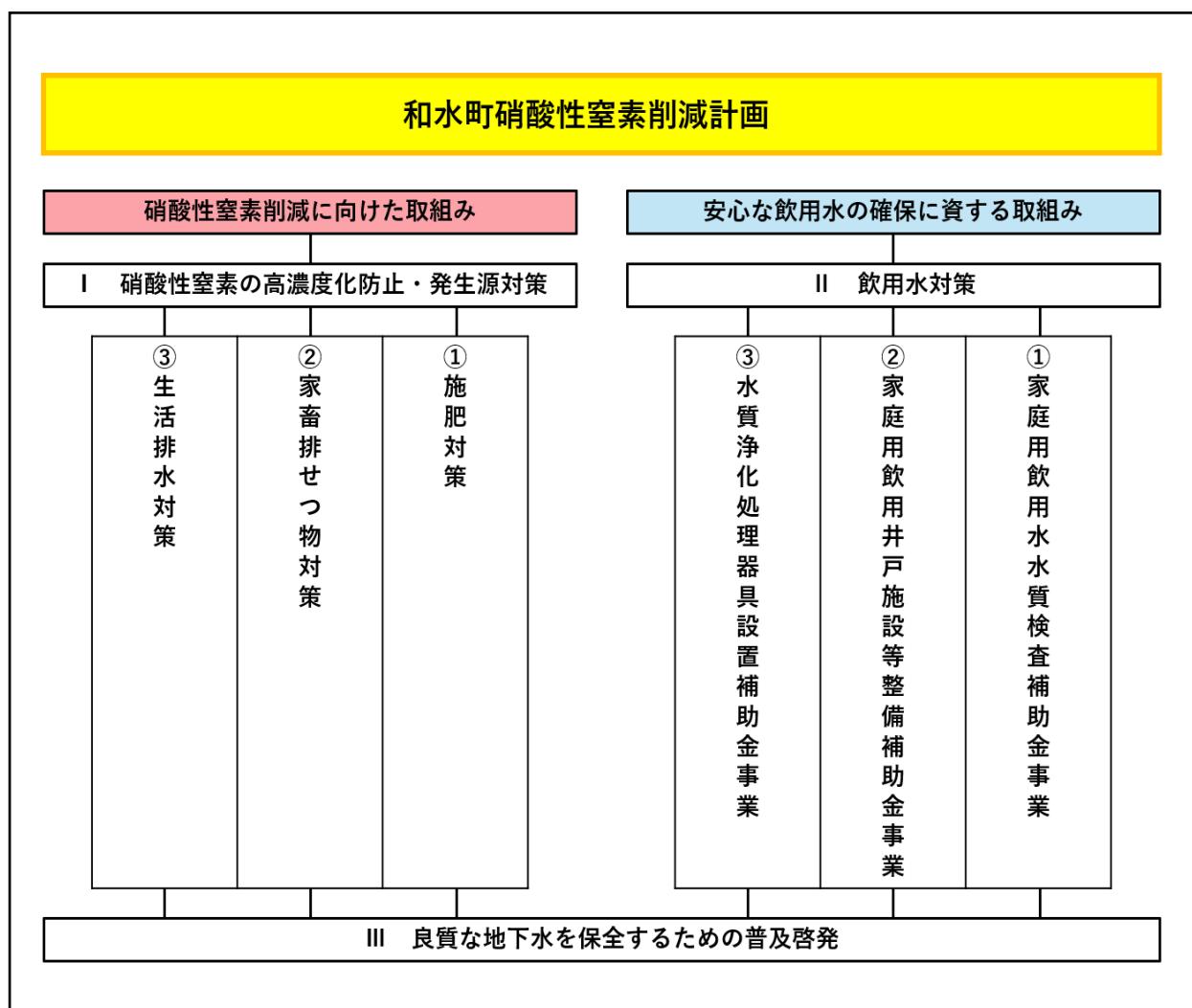


図3-1 対策の体系

## 2 対策の内容

### I 高濃度化防止・発生源防止対策

#### ① 施肥対策

##### ・土壤分析に基づく適正施肥の推進

土壤分析結果に基づき、農業者や関係団体等に対する適正施肥に関する啓発により、環境に配慮した健全な土づくりや地下水への負荷低減を推進します。

##### ・緑肥作物の作付け拡大

施肥由来の余剰窒素による地下水中の硝酸性窒素の高濃度化を防止するため、後作までの休耕期間における緑肥作物の作付けを推進します。

このことにより、土壤中に残存する硝酸性窒素を「クリーニングクロップ」として吸収・保持(固定)させ、降雨による地下への流出を抑制することができ、環境負荷を低減しつつ、次周期作物の化学肥料削減を図る循環型農業の確立を目指します。

#### ② 家畜排せつ物対策

##### ・たい肥等の野積みパトロールの実施

たい肥等の野積みは、土壤中の微生物の働きで堆肥中の有機態窒素が硝酸態窒素に変化し、雨などで地下水や河川へ流出し地下水中の硝酸性窒素の高濃度化の原因となるため、パトロールによるたい肥等の適切な管理の指導を行います。

#### ③ 生活排水対策

生活排水対策については、令和7年度策定予定の「第3次和水町まちづくり総合計画(令和8年度～令和15年度)」に基づき対策を行うこととします。

このため、和水町計画では、生活排水対策に関する本町区域内における下水道普及率及び浄化槽普及率のみ掲載します。

下水道普及率及び浄化槽普及率(令和6年度末) (第3次和水町まちづくり総合計画より)	
下水道普及率	18.1%
浄化槽普及率	62.2%

## II 飲用水対策

地下水中の硝酸性窒素の高濃度化防止及び水質の改善等に向けた取組みと併せて、町民における安全な飲用水の確保に資する取組みとして、家庭用飲用水の取水に伴う個人向けの補助制度を設け運用しています。

### ① 家庭用飲用水水質検査料補助金事業

水質検査実施機関において、飲用水の水質検査を受けた町内に居住する者に対して、補助金を交付します。

### ② 家庭用飲用井戸施設等整備補助金事業

簡易水道の給水区域外に居住する者のうち、単独または共同での利用により、家庭用飲用井戸の新設または改修を行う者に対して、補助金を交付します。(令和9年度までを予定)

### ③ 水質浄化処理器具設置補助金事業

家庭用飲料水の水質浄化を目的として、主に硝酸性窒素及び大腸菌等並びに有機フッ素化合物を除去する器具を購入する者に対して、補助金を交付します。

これらの補助事業については、地下水を取水する個人からの申請に基づき対応することにとどまらず、これまでに実施した各種水質検査結果等を踏まえ、補助の対象となる個人に対して補助制度の周知、利用の勧奨を行うなど、町民における安全な飲用水の確保に向けた取組みを推進します。

## III 良質な地下水を保全するための普及啓発

I や II の取組み及び和水町計画の内容について、町のホームページや広報、チラシ、SNS等を用いて普及啓発に取り組むことで、良質な地下水の保全を目指します。

### 3 各対策に係る取組目標

前述の「2 対策の内容」を踏まえ、今後も基準を超過することなく、良質な地下水の保全を維持するため、表 3-3-1 のとおり取組内容・指標・目標を設定する。

表 3-3-1 本町における水質改善のための取組内容・指標・目標

項目	取組内容	指標	目標
施肥対策	①適正な施肥の実施	土壤分析又は土壤分析の実施補助件数	・補助件数(1件／年)
		上記に基づく適正施肥や土づくりの講習回数	・講習回数(1回／年)
	②環境保全に取り組む農家の推進	環境保全型農業面積数や有機農業面積	・面積(1,677 m <sup>2</sup> ) ・耕地面積に占める割合(1.7%)
家畜排せつ物対策	③家畜排せつ物の堆肥化の促進及び不適正処理の抑制	家畜排せつ物の適正処理に関する巡回数	・巡回パトロール回数(1回／年)
生活排水対策	④浄化槽に関する立入調査	浄化槽法に基づく立入件数	・件数(15件／年)
	⑤生活排水処理の促進	汚水処理人口普及率	・汚水処理人口普及率(86.744%)
水質検査	⑦地下水水質検査の実施	地下水調査の実施件数	・調査件数(3件／年)
飲用対策	⑧飲用井戸の検査補助	飲用井戸の水質検査補助件数	・補助件数(80件／年)
	⑨浄水器設置による除去	浄水器設置補助件数	・補助件数(2件／年)
	⑩簡易水道の普及促進	水道普及率	・水道普及率(22.1%)
普及啓発	⑪上記①～⑩に係る硝酸性窒素対策の普及啓発	硝酸性窒素対策に係る普及啓発数	・啓発回数(3回／年) (町HP、チラシ、SNS等)

## 第4章 計画の評価・更新

### 1 硝酸性窒素削減対策の進捗管理と検証

和水町計画は、原則として5年を目途に現行計画の評価を行うとともに、本対策会議における協議・検討並びに関係機関との連絡調整等を図りながら計画の進捗管理及び見直しを行います。

### 2 計画の評価と見直し

和水町計画は、町の硝酸性窒素の状況の変化、関係法令や国、熊本県基本計画等の改定、実施している取り組みに対する進捗や検証結果等必要に応じて見直しを行います。

なお、変更する場合は、本対策会議において協議し、パブリックコメント等により広く意見を求め、地下水の水質保全に向けた実効性のある次期計画の策定へ繋げていきます。